

静岡県選挙管理委員会告示第25号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号に規定する不在者投票のできる施設として指定した次の施設の指定を取り消した。

平成29年5月19日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二

1 不在者投票のできる施設の指定の取消し

施設名	所在地	種別
医療法人社団 富士恵仁会 フジヤマ病院	富士宮市原683-1	病院
介護老人保健施設 いかる野	富士宮市原709番地	介護老人保健施設
医療法人社団 富士恵仁会 老人保健施設 リバブルケア	富士宮市原682	介護老人保健施設

2 指定の取消しの年月日 平成29年5月19日